第１回専門部会における議論の概要

推進協第4回専門部会	
R8.11.2	資料６－１

障害者芸術文化活動の推進

＜事務局説明＞

・　障害者による文化芸術活動の推進に関する法律において、「地方公共団体は障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」と記載していることを踏まえ、次期「東京都障害者・障害児施策推進計画」において、都の芸術文化活動の推進に関する方向性を示す必要がある。

・　関連団体ヒアリングでは、次のような意見を確認。

・身体特性により移動が難しく会場に行きづらい
・学校卒業後に芸術文化に触れる機会が少ない
・作品を活用したい団体が作家とつながりにくい
・作品発表や評価の機会が少ない
・作品を活用する企業等の知識不足による権利トラブルが発生

＜参考人説明（社会福祉法人愛成会 小林理事長）＞

・　「東京アートサポートセンターRights」における芸術文化活動に係る事業内容に加え、実践から見える課題や今後重視したい点として、以下の点を説明。

安心して表現・参加できる環境	アクセシビリティを高め、障害特性や本人のペースに応じて、安心して創作・鑑賞・参加できる場の整備
活動を続けるための伴走	創作や発表の機会があっても、その後の相談先や次の活動への道筋がなければ、活動の継続が困難
コミュニティを広げていく	当事者、家族、福祉関係者だけでなく、文化施設、企業、学校、商店街、地域住民など、多様な人が芸術文化活動を通して関係を育み、つながりを広げていくことが重要
活用と権利保護を両立する	展示、商品化、企業等との協働が広がる中、本人の意思を尊重し、著作権・契約・適切な対価を守る支援が必要
地域に根付く仕組みをつくる	支援センターによる取組を、地域や団体と連携しながら、地域で継続できる仕組みへつなげていくことが必要

＜委員からの主な意見＞

・字幕・手話・音声・点字、車椅子利用者への配慮など、障害特性に応じた支援や文化施設のバリアフリー化の充実が必要。
・インターネット上での作品発表や一般コンクールへの障害者部門の設置など、作品を広く発表できる環境整備を進めてほしい。
・芸術活動を自己表現・社会参加につなげるため、著作権等に精通した専門家派遣・助成制度や特別支援学校卒業後も地域の芸術家・団体等とつながれるような仕組みが必要。

障害者情報コミュニケーションの充実

＜事務局説明＞

・　条例施行を踏まえ、障害者情報コミュニケーションに係る普及啓発や、東京都障害者ＩＣＴ総合支援センターにおける相談支援やアウトリーチ支援等を実施。

＜委員からの主な意見＞

・デジタル化の進展により便利になる一方、デジタル機器を使えず取り残される障害者がいることにも配慮してほしい。
・災害時の情報保障に関する事業について、実施自治体が少ない現状を踏まえ、好事例を広げるなどの取組が必要。
・難病患者にとって障害者向けICT支援制度がどの程度利用できるか、難病患者や支援者に情報が届く仕組みを考えてほしい。

手話に関する施策

＜事務局説明＞

・　手話言語条例を踏まえ、手話の普及啓発や手話を使用しやすい環境整備、意思疎通支援に係る取組を実施。
・　東京都手話言語条例施行後3年が経過し、この間、推進協や連絡協等で以下の意見を聴取。

項目	東京都障害者差別解消支援地域協議会(令和７年９月２日)、東京都障害者団体連絡協議会委員への意見照会(令和７年10月24日～11月５日)、第11期東京都障害者施策推進協議会第１回総会(令和８年２月２６日)において寄せられた主な意見
手話の普及・学習機会の提供	○一般の人が気軽に手話を学べる機会を提供し、条例の周知や、乳幼児期から手話を習得できる環境整備が必要
手話通訳者の確保	○手話通訳・要約筆記の質に課題があり、通訳者の質・ランクの判断基準を整備する必要がある。
事業者の支援	○民間イベントでの手話通訳の配置は、NPO等にとって大きな負担。
手話等を使用しやすい環境整備	○手話に限らず、コミュニケーションに困難を抱える人全体への支援策を充実してほしい。

＜委員からの主な意見＞

・聴覚障害児について、生まれてから切れ目なく手話による教育・支援が受けられるよう、単なる努力ではなく、「義務化」という強い意味で手話教育を推進してほしい。身近な地域でも手話教育を受けられる体制が必要。

「読書バリアフリー計画」について

＜事務局説明＞

・　令和7年3月に国が「視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する基本的な計画」第二期（令和7年～11年度)を策定。
・　都は、視覚障害者等が利用しやすい点字図書等の環境整備やICTセンターにおいて、様々な読書媒体の紹介や端末機器に関する情報提供・相談支援等を実施。
・　計画では、読書バリアフリーに係る成果目標を設定し、取組を推進。

【これまでの取組状況（指標（数値目標）に対する実績）】

指標			令和４年度実績	令和８年度目標		備考
（1）	視覚障害者用図書の製作及び貸出	点字図書	22,468冊	23,800冊	（約1,300冊増）	貸出可能冊数
		声の図書	73,353冊	74,800冊	（約1,400冊増）	貸出可能冊数
（2）	点訳奉仕員指導者養成		590人	620人	（約30人増）	修了者数累計
	専門点訳奉仕員養成		1,057人	1,100人	（約50人増）	修了者数累計
	朗読奉仕員指導者養成		559人	600人	（約40人増）	修了者数累計
（3）	デジタル技術活用支援者養成研修		626人	940人	（約310人増）	受講者数累計

＜委員からの主な意見＞
・読書バリアフリー施策では、知的障害者の読書ニーズも十分位置付けられていないと感じる。
特に特別支援学校への司書配置や図書室整備のための予算措置が必要。

障害福祉人材の確保・定着・育成に向けた主な取組

当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に向けた取組

＜事務局説明＞

・　人材の確保・定着・育成に係る課題を踏まえた取組を実施。
・　令和8年度からは、外国人介護人材受入支援やカスタマーハラスメント対策推進事業を実施。
・　研修について、各団体からは、「中核的人材の養成研修の受講枠が限定的でニーズに応えきれていないため、受講枠の拡大が必要」「雇用確保と資格取得支援を併せて行う事業の恒久化が必要」などの意見がある。

・　国の基本指針において、障害福祉分野における生産性向上について、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置や職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置についての成果目標が示された。
・　生産性向上については、既に高齢分野での取組が進んでおり、東京都福祉局高齢者施策推進部ではワンストップ窓口や協議会を設置し取組を推進。
・　今後は、国の方針を踏まえ、他県の事例や介護分野での取組を参考としながら、障害福祉分野における対応の方向性を検討。

＜委員からの主な意見＞
・障害福祉サービスの質の確保に向け、運営指導の充実が必要 。
・カスタマーハラスメント対策では、合理的配慮との違いを踏まえた研修や相談対応の充実が必要 。
・外国人介護人材について、在留資格手続の支援や日本語・漢字への対応、受入職員の理解促進など受入環境の整備が必要。
・未経験者も含めた人材確保に向け、専門性のみならず当事者の視点や地域貢献・やりがいを軸に支援者のすそ野を広げることも重要。

第２回専門部会における議論の概要

地域におけるサービス等提供体制について

＜事務局説明＞

- 地域生活基盤の整備状況について、グループホーム、通所施設等の日中活動の場、短期入所は全て定員数が上昇。重度障害者の利用者数についても、グループホーム、生活介護、短期入所全てで利用者数が増加。
- 年齢別人数、障害支援区分別人数についても、多くのサービスで高齢化・重度化が進行。
- 計画相談では、障害者・障害児ともに計画相談支援の利用者数が増加。
- セルフプラン率について、令和7年度時点で障害者は17.4%、障害児はセルフプラン率が49.8%となっている。

＜委員からの主な意見＞
・グループホーム利用者の高齢化・重度化を踏まえ、医療ニーズや強度行動障害の利用者の実態把握が必要。
・医療型短期入所について、利用希望と空床のミスマッチ解消や生活の要素を踏まえた整備が必要。
・難病患者に対して関連制度を分かりやすく示してほしい。
・強度行動障害者だけでなく、地域移行が困難な精神障害者に対しての施策も検討してほしい。

施設からの地域移行について

＜事務局説明＞

・　「施設からの地域移行者数」及び「施設入所者数」の国の基本指針及び都の次期計画での目標値の考え方について説明。

・　都内・都外の入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行の困難ケースへの働きかけや、新規開拓・受入促進員の配置、重度障害者に対応する地域の受皿を掘り起こす等の取組を実施し地域移行を促進。

＜参考人説明（社会福祉法人黎明会澄水園　香遠施設長）＞

・　地域移行体験室では、利用者のグループホーム等への地域移行の促進を目的として、グループホームに近い環境で過ごす機会を提供しているが、遠方施設では日中の支援先や支援者の確保が課題。
・　地域移行に当たっては、本人と保護者の意向の不一致、地域の受け皿不足、重度者の通所・就労先不足などが障壁となっている。
・　今後は、本人の意思を尊重しつつ、関係機関が連携し、必要なグループホーム等の地域資源を把握・計画的な整備が必要。

＜委員からの主な意見＞

・国の数値目標をそのまま用いるのではなく、本人が望む生活や地域の実情を踏まえた成果目標の設定が必要 。
・地域移行コーディネーターについて、施設だけでなく、地域で地域移行に取り組む団体等にも配置したり、自立生活センター等が独自に実施する体験室・地域移行支援に対しても支援を行うべき。
・都営住宅のユニバーサルデザイン化や空き家活用、重度訪問介護の利用など、多様な住まいと支援を組み合わせて地域移行を後押しするべき。

一般就労に向けた取組について

＜事務局説明＞

・　都では、区市町村障害者就労支援センターや障害者就業・生活支援センターで障害者の就労・生活支援を実施。
・　障害者就労支援協議会や関係機関からは、中小企業への就労定着支援や就労支援センターの人員不足や障害のある大学生等への就労支援が課題という意見があった。
・　令和7年10月からは、短期間のアセスメントや作業体験を通じて本人に適した働き方の選択を支援する就労選択支援が開始
・　国の基本指針でも新たに就労選択支援の設置事業所数や利用者数の目標値が示されており、今後は国の基本指針に即しつつ、実績等を踏まえて目標値を設定。

＜委員からの主な意見＞

・一般就労者数だけでなく、障害種別による賃金格差や就労可能な職種が限定されている課題への対応が必要。
・中小企業の障害者雇用を促進するため、都独自の施策について、就職につながった件数等の成果を計画に入れてほしい。
・区市町村障害者就労支援センターについて、就職後の生活支援に偏らず、中小企業支援等にもつながる取組の強化が必要。

福祉施設における工賃の状況について

＜事務局説明＞

・　都では、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向け、工賃アップセミナーや伴走型支援、区市町村のネットワークの機能強化等を支援する取組を実施。
・　都内B型事業所の令和7年度平均工賃は月額24,599円(速報値)。事業所間の格差が大きく、調査回答事業者の61.2%が平均工賃を下回っている。
・　利用者は50代以上が43%を占め、高齢化・重度化への対応が大きな課題。
・　このほか、利用者と仕事のマッチング、営業・単価交渉、販路開拓・新商品開発、仕事量の安定的確保なども課題。

＜委員からの主な意見＞

・工賃向上施策は投入した費用と工賃上昇等の成果を経年で示し、国の目標だけでなく都独自施策の効果が実感できる指標を示してほしい。

第３回専門部会における議論の概要

医療的ケア児支援について

＜事務局説明＞

・　都は医療的ケア児支援に係る事業として、医療的ケア児支援センターにおける相談支援や、医療的ケア児コーディネーターの養成、在宅レスパイト就労等支援事業における区市町村支援等を実施。

・　改正医療的ケア児支援法は令和９年４月施行予定。対象拡大等を踏まえ次期計画を検討。

＜委員からの主な意見＞

・災害時対応について、医療的ケア児の在宅避難を想定した対応を検討してほしい。
・医療型短期入所のニーズが高くなっている。利用促進をしていくため、生活の場として充実する視点を持ってほしい。
・見守りが必要な医療的ケア児の支援も重要であり、福祉職への研修や人員加配をお願いしたい。
・法改正に伴う、移行期支援や幅広い年齢層のメンター確保が必要。

障害児通所支援について

＜事務局説明＞

・　児童発達支援や放課後等デイサービス等について、サービス量や事業所数は増加傾向。

・　新たな国指針では、児童発達支援センターにおける発達支援・家族支援やスーパーバイズ・コンサルテーション機能等の４つの中核的機能の確保や、インクルージョン推進のための関係機関が連携を図るための協議の場の設置が新たに示された。

＜委員からの主な意見＞

・学童保育など一般施策と連携し、障害児が共に育つインクルージョンの推進が必要。
・事業所未設置地域ではサテライト・居宅訪問型支援等も含め柔軟な対応を検討してほしい。

難聴児支援について

＜事務局説明＞

・　難聴児相談支援センターでは、家族等の相談支援、専用ポータルサイト等による情報提供、講習会等の人材育成を実施

・　相談は0歳の療育開始前の時期が最も多く、講習会等は保健師や通所職員、保護者等に対して幅広く実施。

＜委員からの主な意見＞

・重症心身障害児は多くが聴覚障害や視覚障害がある。それらに適切にケアすることで、認知理解度が上がっていくという効果も期待できるため、専門指導を検討してほしい。

発達障害児者支援について

＜事務局説明＞

・　都は、こどもＴＯＳＣＡ、おとなＴＯＳＣＡにおいて発達障害児者に対する相談支援や関係機関へのコンサルテーション、研修等を実施。

・　ペアレントメンターの派遣や区市町村のペアレントメンター養成支援、発達検査体制の整備に向けた事業等を実施。

障害児支援に係る成果目標について

＜事務局説明＞

・　国の基本指針では、障害児支援に関して、①障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保、②強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備についての成果目標が示された。

・　都は国指針に即しつつ実績等を踏まえて目標を設定する方向で検討。

＜委員からの主な意見＞

・相談支援体制について、現行の報酬体系では難しい。

・強度行動障害児の家族の負担は大きく、調査を待たず家族支援の目標設定を検討してほしい。

・強度行動障害児の実態把握は、加算算定や特別支援学校の調査結果だけでなく、潜在的なニーズを把握できるような調査方法を考えてほしい。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

＜事務局説明＞

・　都は、ピアサポーターの活用やグループホーム活用型ショートステイ事業等を実施し、精神障害者の地域移行を促進。
・　国の基本指針では、新たに75歳以上や40歳以上のうち認知症である者の長期入院患者数や、退院後の再入院率、心のサポーター数に係る成果目標が追加され、今後は国の基本指針に即しつつ目標値を設定していく。

＜委員からの主な意見＞
・退院・地域移行の数値だけでなく、地域移行後の暮らしや支援を踏まえた検討が必要
・グループホームに限らず、一人暮らしやシェアハウス等、多様な住まいの選択肢を考えることも重要
・精神科病院の地域偏在や高齢精神障害者の地域移行などに関して、介護保険制度には地域に戻す仕組みがないため、障害福祉分野で地域移行を進める必要がある。
・本人が望む地域へ戻れるよう、圏域を越えた調整や地域生活支援の仕組みが必要

高次脳機能障害者の支援について

＜事務局説明＞

・　高次脳機能障害者支援法が令和８年４月１日に施行。都道府県の事務として、センターの設置、協議会の設置、専門的な医療機関の確保が規定。
・　都は法施行前から、高次脳機能障害者支援を実施しており、法施行後も引き続き取組を推進していく。

＜委員からの主な意見＞
・当事者参画の推進と、ピアサポーターの配置・活用の拡充が必要
・報酬制度に限定されない都独自のピアサポーター運用や、専門性に見合う処遇改善について検討してほしい
・高次脳機能障害支援に関して、二次医療圏ごとで対応が異なっている。都が研修などで支援していくことが必要